第5回大阪市公文書管理委員会議事要旨

1 日 時

平成 25年11月25日(月)午前10時から

2 場 所

大阪市公文書館 1階 講座室

3 出席者

【委員】

上田健介委員、小林邦子委員、澤井実委員、澤村美賀委員、塩見昇委員、土谷喜輝委員、安竹貴彦委員

【事務局】

辰己 一也 総務局行政部長

川越 茂 総務局行政部文書担当課長

福永 治 総務局行政部公開制度等担当課長

遠藤 博文 公文書館長

今中 國雄 公文書館次席調査員

4 傍聴者

なし

5 議 題

- ・審議事項
 - (1) 委員紹介
 - (2) 委員長の互選
 - (3) 委員長代理の指名
 - (4) 部会の構成及び運営方法について
 - (5) 公文書館機能の充実について
- ・報告事項
 - (1) 条例改正後の特定歴史公文書等の利用状況について
 - (2) その他

6 議事要旨

(1) 委員長の互選

大阪市公文書管理委員会規則(以下「規則」という。)第2条第1項により、塩見委員が委員長に再任

された。

(2) 委員長代理の指名

規則第2条第3項により、委員長代理に澤井委員が指名された。

(3) 部会の構成及び運営方法について

【事務局説明】

異議申立てがあった場合に速やかに部会を開催するため、部会の構成及び運営方法について、審議を 依頼した。

部会の構成は、大阪市公文書管理条例第30条第5項「委員3人以上をもって構成する」の規定により3名とし、上田委員・小林委員・土谷委員にお願いしたい。

部会の運営方法は、大阪市情報公開審査会の運営方法を準用し、異議申立ての案件が発生した場合に 開催することとしたい。

【委員からの主な意見・質問】

質問・意見は特になく、事務局案のとおり確認された。

(4) 公文書館機能の充実について

【事務局説明】

平成21年7月1日の国の公文書管理法の公布を受け、平成23年4月1日に大阪市公文書管理条例を改正したことにより、将来の市民への説明責任を果たすため、「公文書館の体制強化」、「歴史公文書等の決定及び収集」及び「歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定、廃棄」の3点を柱に、公文書館の機能を更に高める必要がある旨を説明した後、「大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準及び市長が定める基準の改正案」及び「大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール案の制定」について諮問した。

【委員からの主な意見・質問】

委員から次のような意見・質問があったが、原案のとおり異議はない旨答申を得た。

・永年の区分が廃止されたので、事務処理上30年を超えて必要な公文書は、事務上必要であるのに廃棄されてしまうのか。

30年を超えて事務処理上必要な公文書は、常用期間を設定する等の対応をとり、保存期間は常用 後進行することになる。また、条例第6条第4項で保存期間は30年を超える期間も設定は可能である。

・1つの簿冊の中で歴史的に重要な公文書とそうでないものに分けて、一つの簿冊の文書単位で一部 歴文という認定はあるのか。

第冊単位とし、文書単位では分けないと考えている。 第冊の中に歴史的に重要な公文書があれば、 多少そうでないものが入っていたとしても 第冊単位で保存するものと考えている。

- ・アーキビストによる判定は、2人の合意で判定されるのか。
 - 2人で判定作業を行い、意見が割れたものや判定に迷ったものは収集する方向で作業を進めた。
- ・「公文書館機能の充実について(案)」P.12の「新たな歴史公文書等を収蔵するための保管場所を確保する」とはどういう意味なのか。

公文書館以外の新しい場所という意味ではなく、公文書館に収蔵されている文書を整理し、空い

た場所に新たに収集した歴史公文書等を保管したいと考えている。

・「議長及び市長が定める基準」の各基準には、「等」が入っていたり入っていなかったりしている。 また、「重要なもの」という文言は内容が一義的でないが、大阪市の歴文判断が統一的なものにならないのではないか。判定する人が変わっても歴文判断の経験を引き継ぐことができるようにしているのか。

ア「総合計画又は基本方針」の(ア)「計画等」には、計画や方針のほか指針など大阪市政全般に 関わる内容の公文書も含むという意味として考えている。

「等」や「重要なもの」の内容を具体的に書くと所属での歴文の判断が固定化されてしまう可能性があるので、「等」や「重要な」という文言を残し、柔軟な判断ができるようにしたい。旧永年簿冊のうち、平成24年度末に保存期間が満了する簿冊名称約1,200件の歴文判定結果について、細目を作成することで、各所属の理解を深めていきたいと考えている。各基準に該当する具体例を細目として蓄積していくことで、判定する人が変わっても歴文判断の経験を引き継ぐことができるようにしていく。

・「大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール案の制定」について、原則廃棄であるが、例外として保存するというような例外規定はないのか。廃棄するときは、結局実質的には「議長及び市長が定める基準」を使うことになるのか。

収集する際は、文書分類単位で該当する簿冊は全て収集するので、内容が軽微なものが含まれていることがある。また、既に収蔵している中にも、事務上必要なものであって、歴史的価値があまりないものも含まれている。漏れがないように収集した後で、中身を個別に見て、要るか要らないかという判断を文書分類単位ではなく、個別の簿冊単位で行う必要があると考えている。廃棄するときはより厳密に、公文書管理委員会の判断をお願いしたいと考えている。

・「議長及び市長が定める基準」には、(4)に例外規定があって、「上記に記載のない公文書であって も・・・歴史公文書等に該当する」というのが含まれているが、「本市全体で対応し」という文言があ ることによって歴史公文書等に該当するものがかなり狭くなってしまうのではないか。

今年度判定作業を行った中で、(4)に該当するものはなかった。今後、現在の基準の中で当てはまらないものが出てきた場合は、公文書管理委員会で審議をしていただくことになるが、現時点では全ての簿冊名称について(1)~(3)の具体的な基準のいずれかに該当するという歴文判定結果となっている。

7 会議資料

- (1) 議事次第
- (2) 出席者名簿
- (3) 大阪市公文書管理条例
- (4) 大阪市公文書管理委員会規則
- (5) 部会の構成及び運営方法について
- (6) 公文書館機能の充実について

- (7) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準の改正について(諮問)
- (8) 大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準の改正及び第28条第1項にかかる運用ルールの制定について(諮問)
- (9) 条例改正後の特定歴史公文書等の利用状況について

8 問合せ先

大阪市総務局行政部行政課文書グループ

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 電話: 06 - 6208 - 7433 ファックス: 06 - 6229 - 1260